

新型コロナウイルス感染の疑いから感染までの行動・連絡について

1 感染を疑う症状が発生した場合

「発熱等の風邪症状」がでた場合には、学校（学生課教務係または担任、指導教員（以下同じ。））に電話連絡し、自宅で静養してください。

また、以下のような症状がある場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡いただきますようお願いいたします。（学校生活ハンドブック参考資料「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照）

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（抜粋）

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

PCR検査を受診し、結果がでたときは、学校に連絡するとともに下記にアクセスして結果を報告してください。

フォーム（URL）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



「発熱等の風邪症状」が回復したとき、または PCR 検査で陰性の結果（以下 2 及び 3 の場合を除く）がでた場合の登校可能の目安は、症状がおさまって（PCR 検査の日）から 3 日経過したときとします。

なお、新型コロナウイルスに関する健康観察で自宅待機や外出自粛の期間にあたるときは、その期間が終わるまでは、いかなる場合でも絶対に登校しないでください。

2 感染者の濃厚接触者として特定された場合

保健所等から感染者の濃厚接触者（※）として特定された場合には、至急学校に連絡してください。

また、下記フォームにアクセスして、症状等を連絡してください。

質問 16、質問 17 の学校内での活動に関すること等については、初回の報告では分かる範囲で入力し、その他の項目を含めあとでわかったことなどは、その都度速やかに報告をお願いします。

フォーム（URL）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



なお、感染者と最後に接触した日から起算して 14 日間は、出席停止（公欠）とします。その期間はいかなる場合であっても絶対に登校しないでください。

以後、居住地管轄の「帰国者・接触者相談センター」の指示に従うとともに PCR 検査を受けた場合は、結果がでたときに、学校に連絡するとともに下記にアクセスして結果を連絡してください。

フォーム（URL）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



(参考：濃厚接触者)

*：「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（無症状病原体保有者を含む）の「感染可能期間（*2）に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者：「患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者」・「適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者」・「患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者」・「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」とします。

「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

「無症状病原体保有者」とは、「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

*2：患者（確定例）の「感染可能期間」とは、「発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から、隔離開始（入院・自宅や施設等）までの間」とします。

(国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領)

3 感染が判明した場合

新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、至急学校に連絡してください。

また、あわせて下記フォームにアクセスして、症状等や学校内での活動状況を報告してください。

質問 16、質問 17 の学校内での活動に関する事等については、初回の報告では分かる範囲で入力し、その他の項目を含めあとでわかったことなどはその都度速やかに報告をお願いします。

本人又は保護者が入力できない状況にあるときは、担任等が電話で聞き取った内容を入力することもあります。

感染が判明した場合は、治癒するまで出席停止（公欠）とします。その期間はいかなる場合であっても絶対に登校しないでください。

フォーム（URL）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyPQDhdjuoydOmGUucSMfRmtUMEUxTUpPSDk3WUNGTFk2M05ERExJWkhEUC4u>



医療機関で治療を受けていて、主治医から登校の許可がでたときは、学校に連絡してください。登校するにあたっては、原則として治癒したことを証明する医療機関の診断書が必要となります。ただし、宿泊療養又は自宅療養等により診断書の取得ができない場合は、解除されたことをもって治癒したものとみなし翌日から登校可能とします。